

論文の内容の要旨

論文題目 戦後中国の憲政実施と言論の自由（1945年～1949年）
氏名 中村元哉

ここ数十年来、中華民国史の再検討がすすみ、近代化へ向けたその役割が再評価されてきた。だが、抗日戦争終結から中華人民共和国成立までの戦後期（1945年～1949年）に限定して言えば、「革命史観」の影響力は依然として強く、それを相対化するはずの基礎的研究——一次史料に基づいて戦後国民党政権を実証的に分析する研究——は、ここ数年を例外とすれば、さほど進展してきたわけではない。従って、戦後中国史像は、以前の「革命史観」の影響を引きずりながら、内戦・反動・混乱・腐敗…等のダークなイメージで語られることが多かった。

本論の目標は、このような戦後中国のイメージを、第二歴史档案館（南京）、国史館（台北）、中国国民党中央文化伝播委員会党史館（台北）所蔵の各種行政文書（档案）および南京図書館特藏部（南京）、国家図書館（北京）所蔵の党・政府内部資料、日本では閲覧できない当時の新聞・雑誌（南京、北京、重慶、上海）を利用して再検討していくことがある。本論では、戦後中国の最大の政治目標であった「三序」構想の完成、即ち訓政から憲政への移行に注目して、非民主的とされてきた従来の戦後中国史像を再構築していくことにしたい。その際、当時の世界的な自由主義潮流——例えば国際報道自由運動——にも注意を払いながら議論をすすめていくこととする。

ただし、憲政実施問題をあらゆる角度——中央・地方行政機構の変遷と党政関係の推移、「新県制」実施以後の地方自治の実態、国民大会代表問題、党内の派閥闘争など——から分析することは不可能に近い。そこで本論では、憲政実施問題を考察するにあたり、言論の自由化問題に特に焦点をあてる。その理由は、言論の自由化こそが民主主義の最大のバ

ロメーターであるとする一部の法学者の見解を想定するからではなく、むしろ次のような30・40年代の中国の歴史的文脈を重視するからである。①国民参政会あるいは民盟に結集していった知識人が政治の民主化を主張する際に絶えず言論の自由を要求していたこと、②そこから派生した下からの憲政運動の高まりをうけて、国民党が言論統制政策を緩和していったこと、③文化政策機関（党機関の宣伝部と政府機関の内政部）の党政関係（「党国体制」）の再編過程が如実に示されていること。

では、戦後中国の憲政実施問題を言論の自由から再考する本論は、この課題にどのように取り組むのか。本論では制度・政策と社会の実態との対応関係を重視し、第一部で政権内部の動向と政策の展開過程を分析し、第二部では戦後言論界の復員状況と新聞・雑誌の商業化・市場化問題および戦後思想界の憲政批判の実態を分析していく。このように政治史のみならず社会経済史の視角をも重視する理由は、市場経済が政治の民主化に対して与える影響力が極めて大きいと考えられているからであり、同時に言論界の実態を量的かつ質的に解明し、政策の理念と実態とのバランスを比較検討できるからである。

各章の内容は次のとおりである。

第一章：国内の憲政運動の高まりとアメリカを中心とする国際報道自由運動の影響を受けて、抗戦末期に言論統制政策が部分的に緩和され、戦後の憲政を意識した言論自由化論が国民党内部で議論されていく事実を指摘する。

第二章：従来の研究は「一党独裁体制下での憲政移行」を強調するあまり、戦後の党政分離過程について言及してこなかった。そこで第二章では、六全大会以降の憲政実施に向けた党政分離過程（宣伝部改組問題）を分析し、党政関係の維持につとめてきたとする従来の政権イメージを再考していく。

第三章：第一章・第二章の政権内部の自由化の動きを受けて、戦後国民政府が45年10月、46年1月に言論統制を大幅に緩和したこと、しかし47年春以降、軍事・経済・国際情勢の悪化から、憲政精神に反するかのように統制政策へと逆戻りしたことを指摘する。

第四章：戦後言論界の実態を主に数量的に分析する。この分析からは、戦後言論界が47年後半までは復興・発展段階にあり、多用な議論を創出していたこと、しかしその後は、再統制のうねりの中で、国民党内の反蔣人士・第三勢力知識人・中共人士が香港へと難を逃れ、国民党統治地区の言論界が停滞していったことを指摘する。

第五章：新聞・雑誌の商業化という観点から、戦後言論界の変遷を辿る。終戦後、各新聞社・雑誌社は戦後言論界の復興・発展をうけ、熾烈な生き残り競争にさらされることになった。だが、「副刊」の充実化、党報の企業化といった経営努力も、47年以降の戦後自由主義経済の破綻と軍事情勢の悪化にともなう市場の縮小により、思うような成果をあげられなかった。47年後半以降の言論界の停滞は、統制政策のみならず商業化の破綻という側面も見逃せなかった。

第六章：政策が統制へと再転換し、言論界が停滞期をむかえる47年前後において、どの程度の政府批判が展開され許容されていたのかを、憲政批判という視点から取り上げる。ここでは、戦後思想界最大の政論誌『觀察』をとりあげ、戦後の転換点にあたる47年前後にも政府批判の言論空間が確固として存在していたことを証明する。

以上のような構成からなる本論は、次のような結論を得る。戦後国民党政権は、国際報道自由運動に象徴される世界規模での言論の自由化と政治の民主化を背景に、当初は統制

から自由へと比重を移していった（第一章～第三章）。そのような言論自由化政策をうけて、一部に制度的欠陥による恩恵を含んでいたとはいえ、戦後前期の言論界は復興・発展段階へと向かい（第四章）、戦後思想界も厳しい政府批判を展開していった（第六章）。だが、米ソ冷戦や国共内戦が深刻さを増す戦後後期に入ると、言論統制が再強化され（第三章）、更には戦後経済が崩壊し（第五章）、戦後思想界も文化論を盾に憲政批判を展開したことから（補論）、言論の自由化は挫折することになった。

本論も、以前の研究と同様に、戦後の憲政そのものを全面的に肯定するつもりはない。しかし、その取り組みの一環である言論自由化政策を、「反動」「反民主」といった負のイメージを連想させる語彙の下で、完全に否定していくことには反対である。つまり、憲政をスローガンに掲げた戦後中国は、少なくとも47年までは、抗戦末期以来の言論自由化路線の延長線上に位置し、統制よりも自由を強調した時代として再定義されるべきである（ただし、戦後後期においても政権内部で自由化論が完全に消滅したわけではない）。そして、このように戦後中国史像を再構築してこそ、当該時期の歴史を真に「革命史観」の弊害から開放し、49年以後の台湾における「不完全な党国体制」論や自由化論、或いは大陸中国での反右派闘争へと至る過程および80年代以降の体制改革論（文化論・人権論を含む）をより説得的に分析できると考える。